

ご提出いただく書類について
(平成 26 年 3 月以降の就労不能損害に係る賠償について)

		証明書類
平成 23 年 3 月 11 日 時点のお勤め先情報 (これまでにご提出 いただいた書類は、再 度お送りいただく必 要はございません。)	就労の事実を証 明する書類およ び雇用形態を証 明する書類	○ お勤め先ごとに、弊社指定の就労状況証明書 (1) (2) をお送りください。
	失職されたこと を証明する書類	○ 当社事故により失職されたお勤め先がある方は、お勤 め先ごとに、以下の書類のうちいずれか 1 つをお送り ください。 ・ 雇用保険受給資格者証 ・ ねんきんネット「年金 記録照会」画面コピー (3) ・ 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ・ ねんきん定期便 (3) ・ 雇用保険被保険者離職票 ・ 給与支払報告書 (個人別 明細書) (4) * 上記書類から失職の事実が確認できない方は、弊社指定の退職 状況証明書 (1) をお送りください。
事故がなければ 得られた収入 (これまでにご提出 いただいた書類は、再 度お送りいただく必 要はございません。)	○ お勤め先ごとに、以下の書類のうち、いずれか 1 つをお送りください。 ・ 給与明細書 (12 ヶ月分) ・ 課税証明書 (平成 23 年度 (平成 22 年度)) (5) ・ 源泉徴収票 (平成 23 年度 (平成 22 年度))	
実際に得た収入	○ お勤め先ごとに、以下の書類のうち、いずれか 1 つをお送りください。 ・ 給与明細書 (6) ・ 弊社指定の就労状況証明書 (1) * 対象となる期間に就労されていなかった方は、お送りいただく必要はございません。	
	○ 上記に加えて、以下のいずれか 1 つをお送りください。 ・ ねんきんネット「年金記録照会」画面コピー (6) ・ ねんきん定期便 (6)	
通勤交通費増加額	○ お勤め先ごとに、通勤交通費不支給証明書 (1) (6) をお送りください。 * 対象となる期間に就労されていなかった方は、お送りいただく必要はございません。	

- 1 請求書類に同封されております「各種証明書類」より切り離して、お勤め先に記入をご依頼ください。
- 2 お勤め先が「避難等対象区域」外の場合は、必ずお送りください。
- 3 厚生年金に加入されていた方のみ、お送りいただけます。
- 4 役員の方のみ、お送りいただけます。
- 5 収入金額が記載されているものをお送りください。
- 6 ご請求対象期間の情報を確認できる書類をお送りください。